

市営駐輪・駐車場運営管理主体の変更について

1. 対象施設

- ・清水橋南駐輪・駐車場 逗子市逗子4丁目9番21号
- ・清水橋北駐輪場 逗子市逗子5丁目155番地の2
- ・J R逗子駅西駐輪場 逗子市山の根1丁目1番22号
- ・J R逗子駅東駐輪場 逗子市山の根1丁目502番1

2. 経緯と変更の内容

本市の市営駐輪・駐車場は、これまで常に定期利用が順番待ちとなるほど盛況でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークや在宅勤務などが急速に広まり、利用者が激減したことで、運営管理に係る収支が大きくマイナスとなっています。

また、清水橋南駐輪・駐車場、J R逗子駅西駐輪場については、建築から約30年を経過し、本格的な老朽化対策が急務であることや、施設としての利便性向上、感染症対策の観点からの機械化やキャッシュレス対応の導入などの対策を講じる必要が生じています。

様々な手法を検討した結果、運営管理主体を市から公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下：整備センター）に変更し、現在市の直営としている駐輪・駐車場施設4施設の運営管理、修繕及び改修等を整備センターが行う方法が利用者の利便性の向上と駐輪・駐車場としての公益性・持続性を担保できると考えられるため変更するものです。

整備センターは、駐輪・駐車場収入を原資として（使用料収入は市の収入ではなく全て整備センターの収入となる）、現状の老朽化施設の更新（タワーパーキング部分を除く）、キャッシュレス化対応機器の導入の他、通常の光熱水費、機械設備の点検、簡易的な補修等を行います。

期間は、運営経費や改修工事等に係る支出と使用料収入の収支の試算に基づき、約22年を想定しています。

3. 運営管理主体の変更による効果

- (1) 整備センターの費用負担で、必要な改修工事、機械化、キャッシュレス化及び照明のLED化工事等を実施します。
- (2) 交通系ICカードを用いたキャッシュレスでの支払いが可能となります。
- (3) 運営管理を整備センターが行うことで、市の人件費負担が削減されます。
- (4) リニューアルに加え照明がLED化されることで、明るく綺麗な施設になります。

※ 定期利用者は、令和4年10月1日以降整備センターとの定期契約が別途必要となります。
（駐輪・駐車場利用者負担（利用料）は現在と変わりません。）

4. 今後のスケジュール

パブリックコメント（意見募集）：令和4年3月22日から4月20日まで

市営駐車場条例の廃止：令和4年9月30日（予定）

運営管理主体の変更：令和4年10月1日～（予定）

5. 公益財団法人自転車駐車場整備センターとは

・自転車利用者の利便の増進及び道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車駐車場の整備に関する事業等を行い、地域社会の健全な発展に資することを目的とした唯一の公益財団法人です。

・令和元年度末までに建設した自転車等駐車場 1,362 箇所 収容台数約 81 万 9 千台

・令和2年4月現在管理している自転車等駐車場 724 箇所 収容台数約 44 万 7 千台



清水橋南駐輪・駐車場

収容台数：自転車 338 台 バイク 645 台 自動車 64 台



清水橋北駐輪場

収容台数：自転車 180 台 バイク 140 台



J R 逗子駅西駐輪場

収容台数：自転車 613 台 バイク 380 台



J R 逗子駅東駐輪場

収容台数：自転車 323 台 バイク 79 台